
令和3年 第3回 宇美町議会臨時会会議録 (第1日)

令和3年10月25日宇美町議会臨時会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第38号 宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第39号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第6 議案第40号 令和3年度宇美町一般会計補正予算(第7号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 町長の提案総括説明
 - 日程第4 議案第38号 宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第39号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第6 議案第40号 令和3年度宇美町一般会計補正予算(第7号)
-

出席議員(13名)

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	9番 脇田 義政
10番 小林 征男	11番 飛賀 貴夫
12番 白水 英至	13番 南里 正秀
14番 古賀ひろ子	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
総務課長	……………	佐伯 剛美	危機管理課長	……………	藤木 義和
財政課長	……………	中西 敏光	まちづくり課長	……………	原田 和幸
税務課長	……………	松田 博幸	会計課長	……………	瓦田 浩一
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	工藤 正人	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	安川 忠行	上下水道課長	……………	藤井 則昭
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	飯西 美咲
こどもみらい課長	……………	太田 一男			

10時00分開会

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程をお配りしておりますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和3年第3回宇美町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

本臨時会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、黒川議員及び9番、脇田議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、

本臨時会の会期は10月25日、本日限りとすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日10月25日、1日間とすることで決定いたしました。

日程第3. 町長の提案総括説明

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、町長の提案総括説明を議題といたします。

町長より本臨時会に提案されました案件は条例案1件、予算案2件の計3件であります。

町長の提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日、宇美町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私共に大変御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案いたしております議案は、条例案件1件、予算案件2件の計3件でございます。

議案第38号の宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の調査を適切に行う必要が生じており、当該委員会の組織を見直すことについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号の令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援策としての水道基本使用料の減免について予算の整理を行うものでございます。収益的収入では、営業収益におきまして給水収益181万9,000円を増額し、営業外収益で、他会計補助金454万7,000円の減額を行っております。また、収益的支出では、営業費用の委託料など272万8,000円を減額いたしております。これにより今年度の純利益は3,723万円余となる見込みでございます。

議案第40号の令和3年度宇美町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ4,764万7,000円を追加し、予算総額を131億5,423万7,000円とするものでございます。

歳出では、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受けている町内事業者への追加支援策を速やかに実行するため、キャッシュレス決済推進事業費、事業継続支援金給付事業費、交通事業者事業継続応援金給付事業費を増額する一方、上水道料金の基本料金3か月分の減免を行った住民生活・地域経済支援事業の清算により、上水道事業会計繰出金の減額を行っております。

歳入では、国の新型コロナウイルス感染症対応といたしまして交付された地方創生臨時交付金

及び財政調整基金繰入金の増額補正を行うものでございます。

以上で、提案総括説明を終わりますが、議案が議題となりましたときには、担当者から詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、町長の提案総括説明を終結します。

日程第4．議案第38号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第38号 宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 議案第38号について御説明いたします。

議案第38号 宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和3年10月25日、宇美町長木原忠。

提案理由は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の調査を適切に行う必要が生じており、当該委員会の組織を見直すことについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の内容を御説明する前に、改正に至った経緯について、少し説明を加えさせていただきます。

予防接種後の副反応による健康被害が生じた場合、それが予防接種によるものと認定されれば、被接種者は予防接種法に基づく救済が受けられることになっております。

この救済制度の認定は最終的には国が判断いたしますが、その前段といたしまして、予防接種を実施した市町村は、予防接種健康被害調査委員会におきまして医学的な見地から調査を行い、内容を県を通じて国に進達することとなっております。宇美町が設置する当該委員会の構成員であります医師は、粕屋医師会の推薦を受けて町長が委嘱をしております。これまで委嘱した医師は小児科医2名でございました。これは定期予防接種におきましては、ほとんどが乳幼児を対象とした予防接種であるためでございます。

しかし、今年から新型コロナウイルスの予防接種が臨時の予防接種の特例として加わり、ワクチンの副反応による健康被害の調査を適切に行うため、当該委員会に成人の医療を行う医師2人を加えてほしいとの要望が糟屋地区1市7町と粕屋医師会との協議の場におきまして出されました。このことを受けての今回の一部改正でございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。

議案の1ページが条例改正文、2ページが新旧対照表でございます。

まず、2ページの新旧対照表で説明させていただきます。この新旧対照表は右が現行で、左が

改正案となっております。

改正は第3条でございます。第3条は、委員会の組織について規定したものでございます。

第1項は委員の人数を現行の「5人」から「7人以内」に改めるものでございます。これは先ほど御説明しましたとおり、医師の人数を2人増員したことによるものでございます。

第2項は、委員会の構成員についての規定でございます。第1号の現行は「町長」でございますが、当該委員は町長が委嘱することになっているため、これを「副町長」に改め、これに伴い、同項の文言に「任命」を追加するものでございます。

第2号は、「粕屋郡医師会」を正しい名称である「粕屋医師会」に改め、「粕屋医師会会長」といたします。

第4号でございます。現行は「粕屋郡医師会の推せんする医師2人」でございますが、成人の医療を行う2人の医師を加えるため「4人以内」とし、医師会の名称も2号同様「粕屋医師会」に改め、「粕屋医師会の推せんする医師4人以内」と改正するものでございます。

最後に、附則でございます。1ページをお願いいたします。

第1項は、施行日を規定したものでございます。施行日は公布の日からといたしますが、副町長の任命につきましては、令和4年4月1日といたします。

第2項は、委員の任期の特例を規定したものでございます。委員の任期は第3条第3項に2年とされておりますが、今回の改正で新たに委嘱される医師の委員の任期の終期はほかの医師の委員の任期に合わせて令和4年3月31日といたします。

以上で、説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 宇美町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第39号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第39号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第39号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援策として実施いたしました水道基本料金減免の額が確定しましたことに伴い、予算の整理を行うものでございます。

第2条で、収益的収支の収入において既決予定額7億9,758万5,000円を272万8,000円減額補正して7億9,485万7,000円に、支出で既決予定額7億5,485万2,000円を272万8,000円減額補正して7億5,212万4,000円とするものでございます。

また、第3条では他会計から補助金の額について改めるものでございます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益181万9,000円の増額は水道基本料金3か月分の減免額が確定したことにより補正を行うものでございます。

2項営業外収益2目補助金454万7,000円の減額は、水道料金減免額及び水道料金システム改修業務委託料などの確定により、一般会計からの補助金を補正するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費16節委託料5万5,000円の減額は水道料金システムの改修業務委託料の確定により不用額を整理するものでございます。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税267万3,000円の減額は、本補正予算において見込まれます消費税及び地方消費税の納付額の減額補正を行うものでございます。

今回の補正予算により本年度の収支は3,723万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は5億2,349万円余となる見込みでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議頂き議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお

願います。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第40号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第40号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、議案第40号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ4,764万7,000円を追加し、予算総額を131億5,423万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、10月臨時議会議案資料綴一般会計補正予算（第7号）事業一覧表を御参照ください。

予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費19目緊急経済対策費、キャッシュレス決済推進事業費は町内事業者等の支援やキャッシュレス決済の推進を目的として、9月にポイント還元キャンペーンを実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言と重なり、休業要請等を受けた店舗への効果が限定的なものとなったため、対象店舗を絞り、第2弾のキャンペーンを実施するため、事務経費及びキャッシュレス決済推進事業支援業務委託料688万6,000円を計上しています。

次の事業継続支援金給付事業費は、緊急事態宣言等に伴う営業時間の短縮要請や不要不急の外

出、移動の自粛により大きな影響を受け、売上の減少が生じている町内事業者の事業継続を支援するため、事務経費及び事業継続支援金4,000万円を計上しています。

次の交通事業者事業継続応援金給付事業費は、同じく緊急事態宣言等に伴う不要不急の外出、移動の自粛により大きな影響を受けている町内交通事業者の事業継続を支援するため、事務経費及び交通事業者事業継続応援金500万円を計上しています。

これらの事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

18ページ、19ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費6目上水道費、上水道事業会計繰出金は本年6月補正予算（第3号）で計上していました上水道料金の基本料金3か月分の減免を行った住民生活・地域経済支援事業の清算により454万6,000円を減額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は国の新型コロナウイルス感染症対応として交付される地方創生臨時交付金で、本補正予算に計上しています交付金対象費分として3,291万円を計上しています。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,473万7,000円の増額は本補正予算の収支不足額の財源とするため基金の取崩しを行うものです。

以上で、説明終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） キャッシュレス決済推進事業です。資料でいきますと1ページの上の段です。

まず、飲食業者、そして飲食の食品の販売業者、ここに限定した今回支援を第2弾としてキャッシュレス決済推進を行われます。

ただ、町内のコンビニとかスーパーを除く小売業者さん、小売店、そういったところからも、ぜひこの対象に加えてもらえないかみたいな声も結構上がっているんです。そういった方々にきちんとやはり説明していかなくてはいけないと私は思っているんですけども、なぜ今回、飲食店と食品販売業者に限定した支援になったのか。ほかの小売業者はどうか、そういったところをもうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸福君） それでは、キャッシュレス決済について、私どもまちづくり課のほうで所管しておりますので、私が回答させていただきます。

去る10月21日の全員協議会におきまして、このキャッシュレス決済推進事業ペイペイのキャンペーンの効果検証については、詳しく資料を提示しながら説明を申し上げたところでございますが、かなり中小含めて非常に多くのお店でたくさんの方がおいでいただいてペイペイを使ってお買い物をしていただいたというふうに資料からも読み取ることができました。

しかしながら、この9月の1か月間におきましては飲食店についてはまだ休業要請あるいは時短要請ということで緊急事態宣言下であったことからなかなかお店も開けられない状況があったということで、そういった意味においてはこの飲食店に限ってはなかなかペイペイを利用することができなかった、要はポイント還元については限定的なものになったということがございました。それは資料の数値からも読み取ることができたというふうに思っています。そういったことから、改めてこの飲食店に限って再度実施してはどうかというふうに考えたところでございます。

このことについては、飲食店組合の方ともいろいろ情報共有をしながら進めてくる中で、具体的には来年の1月、2月の2か月間ということで実施をさせていただければというふうに思っているところです。もちろんこれ以外でも今回このペイペイのキャンペーンをやることでかなり売上が上がったということで、中小のお店からも非常に好意的に受け止めていただいていたこともあって、本来的にはそれも含めてということも考えないわけではなかったわけでございますけれども、今回のこの事業に関しましては、特にこの9月の実施に当たって恩恵というかこのポイント還元が限定的であった飲食店を中心に、さらに町内の小売の食品販売も加えてトータルとすれば、現在のところ46店舗が対象になるかと思っておりますけれども、こういったところを中心に実施をしてまいりたいというふうに思っています。

また、今後、このペイペイに加入される店が増えるように私どものほうからも働きかけをしてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よく分かりました。ぜひ、私は大賛成でございますので、しっかり推進していただければと思うんですけれども。そこで、今、46店舗ということをおっしゃいました。町内にはこのペイペイに登録していない飲食店の方々、あるいは食品販売の方々、またほかにも小売店の方々もおられるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところに対してやはりしっかり推進していく、加盟店を増やしていく取組というのが非常に大事になってくると思っています。その取組についてはどのように対応していきますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 9月のキャンペーンの実施に当たりましては、あらかじめP a y P a y株式会社とも契約をいたしまして、P a y P a y株式会社のほうから各お店を回っていただいて加入促進をお願いしたところがございます。そうした中で9月のキャンペーンに関しましては登録店舗数が247、そしてQRコードベースでいくと322のところまで利用ができたというところがございますが、この9月のキャンペーンを実施するにあたりまして新しく加盟していただいた店もございましたし、キャンペーンが始まってからでも登録をされた方もあったというふうにお聞きしているところです。

一旦9月でキャンペーンは終了いたしましたけれども、この後、またP a y P a y株式会社と近く契約を結びまして、そしてP a y P a y株式会社の営業の方を通じ、また町のほうからも9月のキャンペーンの効果等をしっかり伝えていく中で加盟店を増やしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 次、利用者の問題についてちょっと触れてみたいと思いますけれども、コロナ禍で利用促進、使う側、こういったところに例えばそういったスーパーでスマホ講座、使い方講座というのを計画されていましたが、それがことごとく中止になりました。思ったよりも利用者の方々にペイペイの登録推進というのができなかったんじゃないかなと思っています。

そこで、利用者の推進、スマホ講座等でもいいと思いますけれども、どのように展開していこうと考えてありますか。そこを回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今、議員おっしゃられましたように、緊急事態宣言下で予定しておりました講座あるいはその相談会というのができなかったということがございます。そうした中で9月のキャンペーンにおきましても、特に60歳以上の利用者が少なかったということがあったかと思っています。そういったことを踏まえまして、今回、私どものほうでも講習会の実施であったりとか、あるいは個別の相談会、特にまだ具体的な時期等を決めているわけではございませんけれども、役場の私どもまちづくり課においていただいたらそういった窓口とかでも丁寧に対応しながらいろんな疑問点とか不安に思われる点、特に高齢者の方々については丁寧に対応してまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、その辺をしっかりと推進してもらいたいと思っていますけれども、あと、やはり町内外の方々にこのキャンペーンをやりますと、しっかりポイント還元を利用していただいて、特に町内の方はもちろんなんですけれども、町外の方、私、これ観光とかそういったのと結びつけていく、宇美町に観光に来て食事するときにこういったのを使ってくださいね、

そういったことを併せてセットで推進していくことで相乗効果というのが生まれてくると思うんです。そういった町内、あるいは町外の方々に向けた宣伝活動、どのように取り組めますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今回、9月のキャンペーンに向けましては、いろんなのぼり旗を立てたりとか懸垂幕であったりとかチラシ、また、ホームページ等でもお知らせをさせていただいたところです。

そのような中で9月のキャンペーン時期については町内外を問わず、たくさんの方に利用していただきました。特に町外の方も数多くの方が宇美町に訪問いただきまして、このことが町内の店舗を知っていただく絶好の機会となり、さらには経済が回るきっかけになったんじゃないかなというふうに思っているところです。

このようなことから、今回、1月、2月に実施を予定させていただいておりますが、前回同様に町のホームページであったり広報であったりいろんな媒体を通じてお知らせをしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員に申し上げます。1議案に対して3回質問というふうに思いますが、続きますか、まだ。

○1番（丸山康夫君） あと1点だけ聞きたいんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） では、丸山議員、どうぞ。

○1番（丸山康夫君） これ同一案件というか進め方はいろいろ方法を私は聞いているんで、別にこれは再質問3回じゃないと思うんですけどね。ぜひよろしくお願いします。

あと、1点聞きたいのが、今回、財調を取り崩しておられますよね。2か月間期間があって宣伝もしっかりやっていく中で、これ、予算を途中で食い潰してしまったらどう対応するのか。そこで期間をもう打ち切ってしまうのか、あるいはさらに一般会計から繰入れをしてでも最後まで実施するのか。そのあたりの取組をしっかりと聞きたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 9月のキャンペーンに当たりましては、当初は3,400万円というポイント還元額を入れておりましたけれども、本当に初日から好調で予算が足りないという見込みが立ったことから追加補正をお願いして、最終的にはこのポイント還元額ベースで6,133万円という金額になったところでございます。

このときはコロナの交付金がまだ余分がございましたので、これを全額充当して実施をさせていただいたところでございますが、今回、この臨時会での補正予算によりまして、宇美町に配分された額については3事業に全て充当をかけていきますので、コロナの交付金についてはもう全額使い切る形になります。

したがいまして、今後、追加が出てまいった折には改めて町の一般財源等の充当について協議する形になるかと思えます。

今後の感染状況であったり実施状況が今ははっきり読めないところがございますので、この実施状況を見ながら、また改めて御相談をさせていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして本臨時会を閉会することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年第3回宇美町議会臨時会を閉会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時33分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月6日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 脇 田 義 政

署名議員 黒 川 悟